

地方自治制度に関する議論について

◇ 地方分権改革推進委員会（勧告）

- 国と地方の役割分担の基本的な考え方を提示（第1次）
 - ・ 住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除
- 基礎自治体への権限移譲の推進を記載（第1次）
 - ・ 都道府県と市町村の事務配分について行政分野の横断的な見直しを実施
- 義務付け・枠付けの見直しを記載（第1次・第2次・第3次）
 - ・ 地方自治体の自主性の強化、自由度の拡大、自らの責任において行政を実施する仕組みの構築
- ※ 条例により法令の規定を「上書き」する範囲の拡大を含めた条例制定権の拡充
- 国の出先機関の見直しを記載（第2次）
 - ・ 国と地方を通じた簡素で効率的な行政の実現を図ることが必要
 - ・ 府省別・分野別で縦割りに組まれている国の行政実施体制の転換が必要
- 行政委員会（教育委員会及び農業委員会）の必置規制の見直しを記載（第3次）
- 国と地方の協議の場の法制化を記載（第3次）

◇ 民主党政権（地方分権改革推進計画・地域主権戦略大綱）

- 義務付け・枠付けの見直しを記載
 - ・ 第1次・第2次一括法により、201法律を整備
- 国と地方の協議の場の法制化を記載
 - ・ 平成23年5月制定、施行
- 基礎自治体への権限移譲の推進を記載
 - ・ 第2次一括法により、47法律を整備（都道府県から市町村への権限移譲）
- 国の出先機関の原則廃止を記載（未実施）
- ひも付き補助金の一括交付金化を記載
 - ・ 平成23年度に地域自主戦略交付金が創設され、都道府県に対し、総額5,120億円を交付。平成24年度は政令市も対象に追加され、総額8,329億円に拡大

◇ 国と地方の協議の場

- ・ 法制化以来、計13回開催（分科会含む）
 - 〔平成23年度：正式会合3回、臨時会合5回、分科会4回（内1回は臨時会合と合同開催）〕
 - 〔平成24年度：正式会合1回、臨時会合1回〕
- ・ 社会保障・税改革（消費税収の配分）、こども手当（現児童手当）において、地方側の意見を大いに反映。
- ・ 協議が調った事項には尊重義務あり。— 地方にも政策決定の責任

◇ **市町村合併**

- 「市町村の合併の特例に関する法律」
 - ・ 市町村数 3,232 (平成11年3月末) → 1,719 (現在)

◇ **政令市**

- 人口要件の緩和 (市町村合併支援プラン)
 - ・ 政令市数 13 (平成15年4月) → 20 (現在)

◇ **第30次地方制度調査会 (開催中)**

- 大都市制度の課題を検討
 - ・ 政令市の区・住民自治に関する検討
 - ・ 都道府県と政令市の事務・権限、税財源に関する検討
 - ・ 特別自治市・中核市・特例市に関する検討

◇ **大都市地域における特別区の設置に関する法律 (平成24年8月成立)**

- ・ 道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設ける手続を規定
- ・ 住民が選択できる仕組み (住民投票) を規定

◇ **既成政党等**

- 道州制の検討
 - ・ 民主党
「改革続行宣言」(マニフェスト) (平成24年9月)
 (重点政策) 地域主権と統治機構改革
 道州制推進、国出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し等
 - ・ 自民党
「道州制基本法案」の検討 (検討中)
 - ・ みんなの党
「道州制への移行のための改革基本法案」の提出 (平成24年3月)
 - ・ 道州制推進知事・指定都市市長連合
「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」の検討 (平成24年7月)

◇ **維新八策 (平成24年8月取りまとめ)**

- 統治機構の見直しの検討
 - ・ 都市間競争に対応できる多様な大都市制度 (「大阪都」構想)
 - ・ 道州制が最終形

◇ **全国知事会 (日本のグランドデザイン構想会議・地方行政体制特別委員会)**

- 「日本再生デザイン ～分権と多様化による、日本再生～」の中間とりまとめ (平成24年7月)
 - ・ 地方自治体が自主的に権限と財源を決定できる地方制度を法制化すべき
 - ・ 道州制や特定広域連合を含めた広域自治体のあり方等を検討する
- 地方行政体制のあり方を検討 (検討中)
 - ・ 政令市制度について (二重行政など運用上の課題、全国一律の制度による課題)
 - ・ 新たな大都市構想について (「大阪都」構想、特別自治市構想)

◇ 関西広域連合

- ①分権型社会の実現、②関西全体の広域行政を担う、③国の出先機関の事務の受け皿となることを目的に、人口2,088万人の特別地方公共団体を設置（平成22年12月1日）
- 平成24年9月までに24回の連合委員会が持たれており、東日本大震災支援や節電対応等にスピード感を持って取り組んでいる
- 構成地方公共団体は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の7府県4政令市（奈良県は未加入）

◇ 国出先機関の丸ごと移管

- 民主党マニフェストに記載。野田総理は法案提出を明言
- 全国知事会からは、出先法案の早期提出の要請
- 一方、全国市長会からは、出先法案に係る
 - ・ 財源措置
 - ・ 災害対応
 - ・ 広域連合運営に対する市町村の意見反映などについて意見が示されており、市町村と広域連合の「協議の場」や広域連合委員会への参画等を提案
- 平成24年9月現在、全国市長会からの意見を踏まえ調整中